

~和歌山地方税回収機構・紀の川市・白浜町 の合同公売会に参加してみませんか ~



期 日: 令和2年3月3日(火)

場 所: 和歌山県自治会館3階304会議室

目 次

1.	公 责	 の	概	要	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	公 売	財産	<u> </u>	覧	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	6
3.	公売の	の一連	の手	順	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	9
4.	公売	参加(の手	31	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	11
5.	記	載		例	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	15
	1 本	人が	入札 ⁻	するは	易合	<u>`</u>		• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	16
	2代	理人/	が入れ	札する	る場		ĵ	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	17
	(2	同入 ⁷ 1) 2) 3)	「入 「共[札	書」 礼書	} _		入村	書	別		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	18
6.		付 意委任			•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	20
7.	公売!	財産の	の明	細	•	•	•	• •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	21

公 売 の 概 要

1. 公売期日及び会場

公売期日及び会場	公 売 財 産 の 売却区分番号
令和2年3月3日(火) 和歌山県自治会館 304会議室 (和歌山市茶屋ノ丁2番1)	機 構1-2 機 構1-3 機 構1-4 紀 市1-3 白浜町1-1

2. 公 売 財 産

「公売財産一覧」(P.6~P.8)及び「公売財産の明細」(P.21~P.67)をご覧ください。なお、今回の公売は、以下の機関が合同で実施します。

〇和歌山地方税回収機構	売却区分番号	機	構	1-2
	壳却区分番号	機	構	1-3
	売却区分番号	機	構	1-4
○紀の川市	売却区分番号	紀	市	1-3
〇白浜町	売却区分番号	白沙	钶	1-1

- 3. 公 売 方 法 入 札
- 4. 入 札 時 間

公売期日の14時00分~14時20分まで

- 注) 13時10分から担当職員が公売手続の説明を公売会場で行いますので、説明を聞いた上で入札してください。
- 5. 公売保証金納付期限 公売期日の13時30分~14時10分まで
- 6. 開 札 時 刻 公売期日の14時20分

7. 売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の 売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
機 機 構 1-3 機 構 1-4	令和2年3月10日(火) 10時30分 和歌山地方税回収機構	令和2年3月10日(火) 11時30分
紀 市 1-3	令和2年3月10日(火) 10時30分 紀の川市 収納対策課	令和2年3月10日(火) 11時30分
白浜町 1-1	令和2年3月10日(火) 10時30分 白浜町 税務課	令和2年3月10日(火) 11時30分

注)公売財産により場所が異なります。

8. 入札時の携行品等

○ 公売保証金 ・・・ 公売財産ごとに所定の金額を、現金又は小切手(和歌山 手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係る ものに限る。ただし振出日から起算して7日を経過して いないもの。)でご用意ください。

なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、必ず公売財産(売却区分番号) ごとに 小切手をご用意ください。(複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない 場合があります。)

- 印 鑑 ・・・ 入札者が個人の場合は個人の印鑑。入札者が法人の場合で代表権を有する者が入札行為をする場合は代表者印。代理人が入札する場合は代理人の印鑑。
- 収入印紙・・・ 公売保証金の返還に当たって、公売保証金の金額が5万円 (200円) 以上で、返還を受ける方が営利法人又は個人営業者(営業に関しない場合は除く。)の場合に必要です。また、入札予定公売財産に係る実施機関(2.参照)ごとに1枚必要となります
- ○本人確認証等・・・入札にお越しになる方(代理人の場合は代理人)の運転免許証等の顔写真付き証明証。法人の場合は商業登記簿謄本もあわせてお持ちください。確認のために証明証等を呈示又は提出いただくことがあります。
- ○委 任 状 ・・・ 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。委任状は、当機構ホームページよりダウンロード出来ます。
- 〇買受適格証明書・・・公売財産が農地の場合に必要です。
- ◎ 共同で入札する場合は、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売 当日にご用意ください。(入札をされる公売財産(売却区分番号)ごとに必要で す。)届出書は、当機構ホームページよりダウンロード出来ます。

9. 注 意 事 項

※ 公売財産の「見取図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合 があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等 を確認の上で入札してください。

なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

また、和歌山地方税回収機構・市町村は、公売財産の引渡義務は負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

- ※ 「公売公告」および「公売広報」に掲載されている公売財産については、税の納付等により公売を中止する場合がありますので、公売会場に来られる前にご確認ください。
- ※ 公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取消します。
- ※ 13時10分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。
- ※ 公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご覧ください。
- ※ 公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料の ほか、登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のう え、入札してください。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害 しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

「お問い合わせ先」

公売への参加が	方法・手続きに	こついて	和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」 電話 073-422-3640 (直通) ホームページアドレス http://www.w-zeikaishu.jp/
	機 構	1-2 1-3 1-4	和歌山地方税回収機構「不動産公売担当」電話073-422-3640(直通)
公売財産の詳細、落札後の 手続きについ て	紀市	1-3	紀の川市 収納対策課 電話0736-77-0814(直通)
	白浜町	1-1	白浜町 税務課 電話0739-43-3685(直通)

公売財産一覧

	- 元		
売却区	見積価額(円)		公売財産
分番号	公売保証金(円)	種類	所在地等
	1,290,000円	宅地	所 在 東牟婁郡那智勝浦町大字長井字助谷向イ地 番 899番4地 目 宅地地 積 582.14㎡
機 構 1-2	130,000円	建物	所 在 東牟婁郡那智勝浦町大字長井字助谷向イ 899番地4 家屋番号 899番4 種 類 居宅・店舗 構 造 木造瓦亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床 面積 1階 108.02㎡ 2階 29.70㎡ 築年月日 昭和57年 7月11日新築 昭和57年11月30日増築

売却区	見積価額(円)		公売財産
分番号	公売保証金(円)	種類	所在地等
	8,040,000円	宅地	① 所 在 御坊市名屋町三丁目 地 番 3番2 地 目 宅地 地 積 172.99㎡ ② 所 在 御坊市名屋町三丁目 地 番 3番3 地 目 宅地 地 積 1855.76㎡
			③ 所 在 御坊市名屋町三丁目地 番 3番4地 目 宅地地 積 53.78㎡
機 1-3	810,000円	建物	 取 検 33. / 8M ① 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3 種 類 工場・物置 情 造 工場・物置 情 造 木造亜鉛メッキ鋼板蓋2階建 床 面 積 120.36㎡ 以注 9.81㎡ ※主たる建物 (120.36㎡)は減失、附属建物のみ現存 ② 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の1 理 類 練瓦造瓦蓋平家建 床 面 積 310.74㎡ ③ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の2 理 類 大造瓦蓋平家建 床 面 積 79.33㎡ ④ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 家屋番号 3番3の2 理 類 大造瓦蓋平家建 床 面 積 79.33㎡ ④ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3 3番3の2 理 類 大造瓦蓋平家建 床 面 積 1階 165.28㎡ 度番

売却区	見積価額(円)		公売財産
分番号	公売保証金(円)	種類	所在地等
	11,200,000円	雑種地	所 在 新宮市あけぼの 地 番 5532番161 地 目 雑種地 地 積 678㎡
機 1-4	1,200,000円	建物	所 在 新宮市あけぼの 5532番地161 家屋番号 5532番161 種 類 事務所・工場 構 造 木・鉄骨造スレート亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 275.42㎡ (附属建物の表示) 符 号 1 種 類 休憩所 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床 面 積 9.30㎡ 築年月日 昭和51年7月2日新築
(2)	1,720,000円	宅地	所 在 紀の川市古和田字舞台 地 番 650番13 地 目 宅地 地 積 69.62㎡
紀 1-3	180,000円	居宅	所 在 紀の川市古和田字舞台650番地13 家屋番号 650番13 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺2階建 床 面 積 1階 37.26㎡ 2階 22.35㎡
白浜町	3,320,000円	雑種地	所 在 西牟婁郡白浜町庄川字庄川口 地 番 43番17
1-1	340,000円	か止り土とい	地 目 雑種地 地 積 247㎡

公売の一連の手順

「公売参加の手引」も必ずご覧ください。

1. 受付(13:00~)

- ① 公売参加者受付簿に氏名(名称)を記入します。
- ② 受付番号票、公売保証金明細書を受け取ります。
- ③ 次の手続きまでに公売保証金明細書の必要箇所をご記入ください。

2. 公売保証金の受付(13:30~14:10)

- ① 受付番号票、公売保証金明細書、売却区分番号ごとの公売保証金及び印鑑を持って公売保証金納付場所(別室)にお入りください(当日ご案内します)。
- ② 代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」もご用意ください。
- ③ 公売保証金の納付後「公売保証金領収書」(公売保証金の返還時に必要)、「入札書」(共同入札の場合は、入札書と共同入札書)及び「入札用封筒」をお受け取りいただきます。

3. 入札 (14:00~14:20)

- ① 公売財産の明細(P.21~)を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民登録地、法人の場合は本店所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。
- ② 入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に¥マークを付けます。
- ③ 「入札書」(共同の場合は入札書と共同入札書)を入札用封筒に入れ、のり付けをして印鑑で封印します。複数の財産の入札をされる場合でも、一つの封筒に入れてください。
- ④ その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。
- ⑤ 入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

4. 開札(14:20~)

- ① 係員が開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。
- ② 入札参加者の皆さんの中から立会人をお願いします。
- ③ 最高価申込者と次順位買受申込者を発表します。

5. 公売保証金の返還

- ① 最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいていた公売保証金を返還しますので、受付番号票と公売保証金納付の際にお渡しした領収書及び印鑑をご用意ください。
- ② 領収書の下段の「公売保証金還付領収書」に氏名を記入し、押印をして係員の指示があるまでお待ちいただきます。
- ③ 営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める実施機関の領収書に収入印紙(200円)の貼付が必要です。
- 6. 最高価申込者と次順位買受申込者 今後の売却手続きについて、係員から説明がありますので、そのま ま会場内でお待ちいただきます。

公売財産一覧・・・・・・・・・・・ 6~8ページ 入札書 共同入札書 共同入札代表者の届出 委任状 公売財産の明細・・・・・・・・・・・・ 21~67ページ

公売参加の手引

ム元多加し) T JI
①公売参加資格	 原則として、公売保証金(次の「公売保証金」の項目参照)を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。 ただし、市町村長から公売会場への入場、入札等を制限されている者(国税徴収法第92条、第108条該当者)及び当該税の滞納者は、公売に参加できません。 代理人が入札する場合は、本人の委任状(17ページ参照)が必要です。 また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面(19ページ(3)参照)を提出してください。 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。
②公売保証金	1. 公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。なお、公売保証金の金額については、「公売財産一覧」及び公売財産の明細「公売保証金」の欄をご覧ください。 2. 公売保証金は、現金又は小切手(和歌山手形交換所加盟金融機関を支払人とする銀行振出に係るものに限る。)で、公売当日に会場で納付してください。 なお、複数の公売財産の入札に参加される方で、小切手を使用される場合は、公売財産(売却区分番号)ごとに小切手をご用意ください。(複数の公売財産の公売保証金を1枚の小切手で用意されますと、入札に参加できない場合があります。)
③入 札	 公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の 用紙で売却区分番号ごとに作成し、入札用封筒に入れてのり付け 後、入札者の方の印鑑で封印してください。また、複数の公売財 産について入札をされる場合も、一つの入札用封筒にまとめて入 れてください。 なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提 出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意 してください。 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所在 地)を、氏名は戸籍名を記載してください。 入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入 札書を係員に請求し、新たに作成してください。 入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いった ん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取 消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記 載事項に誤りがないか確かめてください。
4開 札	入札書は、入札者の面前で開札します。

⑤最高価申込者の決定	1. 原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2. 最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額の場合)には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。また、くじをひかない者があるときは、公売事務に関係のない職員をして代わってくじを引かせます。さらにこれらの者は国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。
6次順位買受	1. 今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度(国税徴収法第10
申込者の決定	4条の2参照)を利用することができます。
	2. 最高価申込者に次ぐ入札価額(見積価額以上で、かつ、最高の入
	札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に
	限ります。)で入札した者から次順位による買受の申込みがあっ
	た場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。
	なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじで
	次順位買受申込者を決定します。
	3. 次順位申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申
	込みを取り消した場合(「⑧買受申込みの取消」の項参照)又は、
	最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等(「⑩売却」
	決定の取消等」の項参照)に限り、公売財産を買い取ることがで
○ ★3 +1	きます。
⑦再入札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、
	再入札を行う場合があります。
8買受申込みの	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停
取消	止があった場合(地方税法第19条の7参照)には、最高価申込者及
	び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財
	産の買受申込みを取り消すことができます。
9売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して、入札価格をも
	って売却決定を行います。
	なお、最高価申込者が買受けの申込みを取り消した場合等(「⑥次
	順位買受申込者の決定」の項3参照)における次順位買受申込者に対
	する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行い
	ます。

⑩売却決定の 1. 最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、 偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があっ 取消等 た場合等(国税徴収法第108条参照)には、この者に対する最 高価申込者等の決定を取り消します。 2. 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないと きは、その売却決定を取り消します。 3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完 納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。 ⑪公売保証金の 1. 最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売 保証金は、公売終了後返還します。 返還と市町村 への帰属 なお、返還を受ける者が営業者(営利法人又は営業者である個人) である場合には、公売保証金の返還に係る領収書(実施機関ごと) に収入印紙(200円)を貼付する必要がありますので注意して ください。 2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受 代金を納付した後(次順位買受申込者に対して売却決定すること のないことが確定した後)に返還します。 3. 最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付 した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4. 買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、 売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金 は、その公売に係る滞納租税に充て、なお残余があるときは、こ れを滞納者に交付します。 また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した 公売保証金は、市町村に帰属します。 12権利移転の 1. 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得し 時期等 ます。ただし、公売財産が農地の場合は、さらに農業委員会又は 知事の許可若しくは届出の受理が必要です。 2. 公売財産に係る危険負担は、1の時点をもって買受人に移転しま す。 従って、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失に よる損害は買受人が負担することになります。 3. 公売財産の権利移転に伴う登録免許税等その他の費用は、買受人 の負担となります。買受人は買受代金納付の際、上記の費用を提 出してください。

13権利移転手続

公売財産の所有権移転登記は、和歌山地方税回収機構・市町村が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 壳却決定通知書
- (2) 住民票又は法人登記簿抄本若しくは資格証明証
- (3) 市町村発行の固定資産評価証明書又は同通知書
- (4) 登録免許税相当額の領収証書
- (5) 登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料
- (6) (公売財産が農地の場合)農業委員会等の「許可書」又は「受理通知書」
- (7) 電子申請対象登記所(オンライン指定庁)管内の物件については登記識別情報の通知に関する確認書

記 載 例

- (注) O 記載に当たっては、「注意事項」をよく読み、誤りや訂正のない ように記載してください。
 - 記載事項は、文中.......線部分の各項目を記入してください。

1. 本人が入札する場合

(〇〇〇市長)

住民票の住所を記載してください。 本人の氏名を記載してください。氏名にはフリ ガナを付けてください。

札 入

和歌山地方税回収機構管理者 様

令和〇〇年××月△△日

アラビア数字ではっ きりと記載し、頭に ¥マークを付ける。

			1/
	入	住 所 (所在地)	和歌山市〇〇通1丁目△△ *××号
	札	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ
١	有	氏 名 (名称)	若 山 健太郎
	代	住 所	
\downarrow	理	フリガナ	
\setminus	\nearrow	氏 名	

公売公告第〇〇〇号に全づいて入札します。

売却区分番号				入	札	価	額			
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
1			¥	3	4	. <u>O</u>	. <u>O</u>	O	<u>O</u>	<u>O</u>
公売財産の名称等										

和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 宅地

入札書には、予め売却区分番号、 公売財産の名称等を記載してい ます。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
 - 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 - 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
 - 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
 - 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。 なお、入札価額をもって売却決定をします。
 - 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
 - 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。
 - 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所(居所)•所在地 氏名•名称

(EII)

2. 代理人が入札する場合

住民票の住所を記載してください。 本人及び代理人の氏名を記載してくださ

氏名にはフリガナを付けてください。

入

札

令和〇〇年××月△△日

和歌山地方税回収機構管理者 様 (〇〇〇市長)

アラビア数字ではっ きりと記載し、頭に ¥マークを付ける。

		17
入	住 所 (所在地)	和歌山市〇頭1丁目△△番××号
儿和	フリガナ	ワカヤマ ケンタロウ
	氏名(名称)	若 山 健太郎
K	住 所	和歌山市○○通5丁目××番△△号
理	マリガナ	キシュウ ハナコ
人	名	紀州花子

公売公告第〇〇〇号に基づいて入札します。

売却区分番号				入	札	価	額			
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	迅
1			\mathbf{X}	3	4	.0.	<u>O</u>	Õ	. <u>O</u>	<u>O</u>
公 売 財 産 の 名 称 等										

和歌山県和歌山市〇〇字△△番××号 宅地

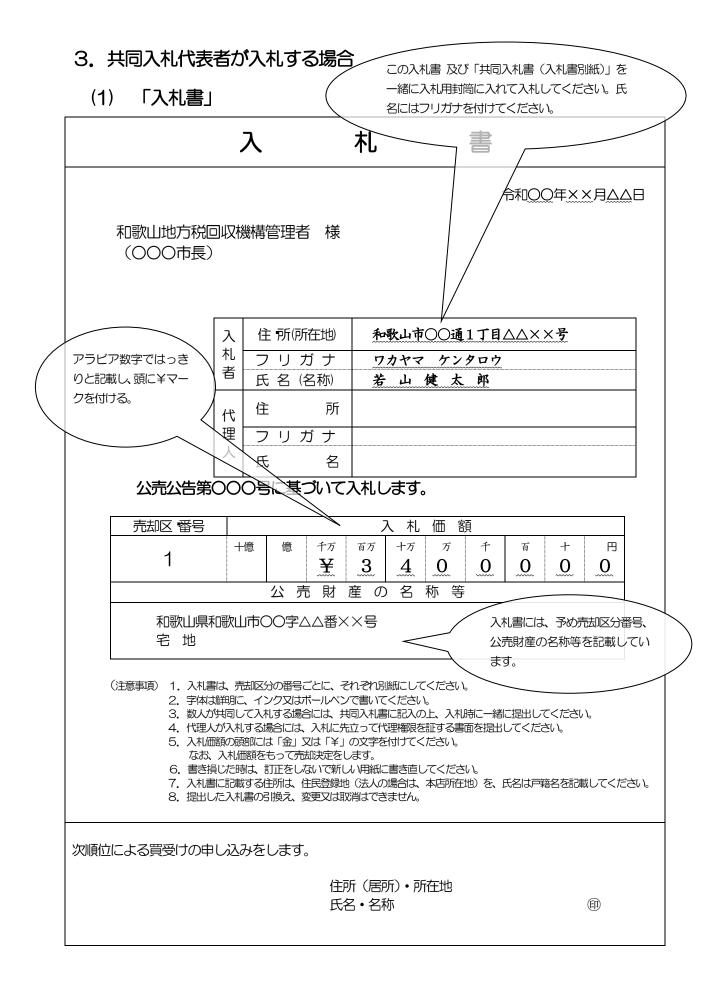
入札書には、予め売却区分番号、 公売財産の名称等を記載していま す。

- (注意事項) 1. 入札書は、売却区分の番号ごとに、それぞれ別紙にしてください。
 - 2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
 - 3. 数人が共同して入札する場合には、共同入札書に記入の上、入札時に一緒に提出してください。
 - 4. 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
 - 5. 入札価額の頭部には「金」又は「¥」の文字を付けてください。 なお、入札価額をもって売却決定をします。
 - 6. 書き損じた時は、訂正をしないで新しい用紙に書き直してください。
 - 7. 入札書に記載する住所は、住民登録地(法人の場合は、本店所在地)を、氏名は戸籍名を記載してください。
 - 8. 提出した入札書の引換え、変更又は取消はできません。

次順位による買受けの申し込みをします。

住所(居所)•所在地 氏名•名称

(EII)



(2) 共同入札書(入札書別紙) (ただし、原本はA4サイズ)

入札書と一緒に入札用封筒 に入れてください。

共 同 入 札 書

公 売 公 告 第 〇〇 号 第〇 믕 売却 区分

住 所	氏 名	持分	備考
			若山 健太郎
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2	75 H PEAN
和歌山市〇〇通5丁目××番〇〇号	若 山 市太郎	1/2	073-123-4567
			1
	Ti di	帯考欄に共同入札	代表者の氏名及び電
		番号をご記入く	ださい。

(注) 備考欄には、代表者・電話番号を記入してください。

※ 共同入札書(入札書別紙)は、入札時、入札書と一緒に提出してください。

この書類は、公売当日、入札前に 提出いただきます。この用紙が必 要な方は、「お問い合わせ先」(P

(3) 共同入札代表者の届出書 (但し、原本はA4大(ズ) 5) でも用意しております。

和歌山地方税回収機構管理者 様 (〇〇〇市長)

共同入札代表者の届出

令和○○年××月△△日公売実施の売却区分第 ○○ 号物件の入札に当たり (住所) 和歌山市○○通1丁目△△番××号 (氏名) 若山 健太郎 を共同入札代表者 に定めましたのでお届けします。

令和OO年XX月 $\Delta\Delta$ 日

共同入札者

住 • 所	氏 名	持分	印鑑	電話番号	備考
和歌山市〇〇通1丁目△△番××号	若山 健太郎	1/2		073-123-4567	共同入札代表者
和歌山市〇〇通5丁目××春〇〇号	若山 市太郎	1/2	(073-765-4321	

注) 1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

[※] 共同入札代表者の届出書は、入札前に提出してください。

委 任 状(文例)

令和 年 月 日

和歌山地方税回収機構管理者 様

(〇〇〇市長)

住民票の住所、氏名又は登記簿上の所在、名称を記入してください。 法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

(委任者) <u>住 所 和歌山市〇〇</u>通1丁目 \triangle \triangle \oplus \times \times 号

氏名若 山 健太郎

印

電話 073 (×××) 1234

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

(受任者) 住 所 和歌山市○○町△△△番地の×

氏名紀 州 花 子

電話 073 (×××) 0234

委任事項

令和××年△△月〇〇日実施の公売に関する

- 1 公売の手続に関する一切の権限
- 2 公売保証金の納付及び返還に係る受領に関する一切の権限
- 3 入札等に関する一切の権限
- 4 上記1、2及び3に附帯する一切の権限
- ※(この用紙は、和歌山地方税回収機構及び当構のホームパージでご用意しております。)

公売財産の明細

- (注) 〇 「公売財産の概要」、「利用状況」、「現場写真」等は、公売広報作成以前のもので、 現況が変動している場合があります。
 - 「見取図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、 必ず現地確認を行ってください。

(売却区分番号) (該当ページ) 機 構 1-2 ・・・・ 22~32 機 構 1-3 ・・・・ 33~45 機 構 1-4 ・・・・ 46~55 紀 市 1-3 ・・・・ 56~60 白浜町 1-1 ・・・・ 61~67

公売財産明細書

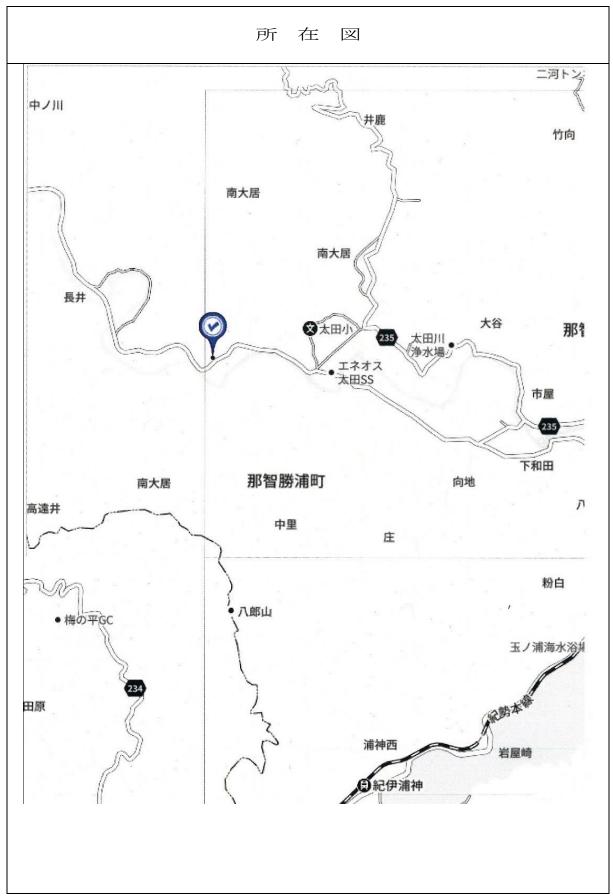
公売財産明細書								
売却区分 番 号		1 - 2	見積価額	1,		000円		
留 万 			公売保証金		130,	000円		
月出	【土 地】 斤 在 番 目 世 積	東牟婁郡那智勝海 899番4 宅地 582.14㎡	前町大字長井字は	助谷向イ				
表示(一括で公売)	京屋番号 重 類 購 造 末 面 積 終年月日 以上 登記簿によ	899番4 居宅・店舗 木造瓦亜鉛メッキ 1階 108.0 2階 29.7 昭和57年 7月	F鋼板葺2階建) 2 ㎡ ⁷ 0 ㎡ 1 1 日新築	助谷向イ 899番地	也4			
公売財産の概要	【土地】 ●対象地は、JR 西日本・紀勢本線「太地」駅の西方約6.8km(道路距離)の地点に位置する。 ●幅員約5.5mの舗装町道(上長井線)にほぼ等高で接面する、間口約40m、奥行き(最大)約20mの不整形の中間画地である。 ●対象不動産の南西側は死角になっており、目視での確認はできていないが、航空写真等から、緩やかな法面及び山林状になっていると思料される。 【建物】 ●特記事項 ・外観からの調査しか行っていないため、建物内部の状態は不明である。 ・アスベストの使用に関する調査は行っていない。							
法的規制等	【利用状況】 ●供給処理施設については、以下のとおり。 ・上水道:未整備 ※上水道設備については、那智勝浦町へ調査を行ったが、管理区域内ではなく、 詳細は不明と回答があった。 ・公共下水道:無 ・都市ガス:無 ●土壌汚染や埋蔵物に関する専門的な調査は行っていないが、現況利用(廃材及び石材等の野積み)による環境汚染の懸念が残る。 【公法上の規制等】 ●都市計画区域外 ●土砂災害警戒区域(北端部:土砂災害特別警戒区域) 【公売外建物について】 ●プレハブ小屋と思われる未登記建物が敷地内に3棟(写真参照)建てられている。内部							

- ●公売財産は一括して公売します。
- ●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。
- ●境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。
- ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登記 簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

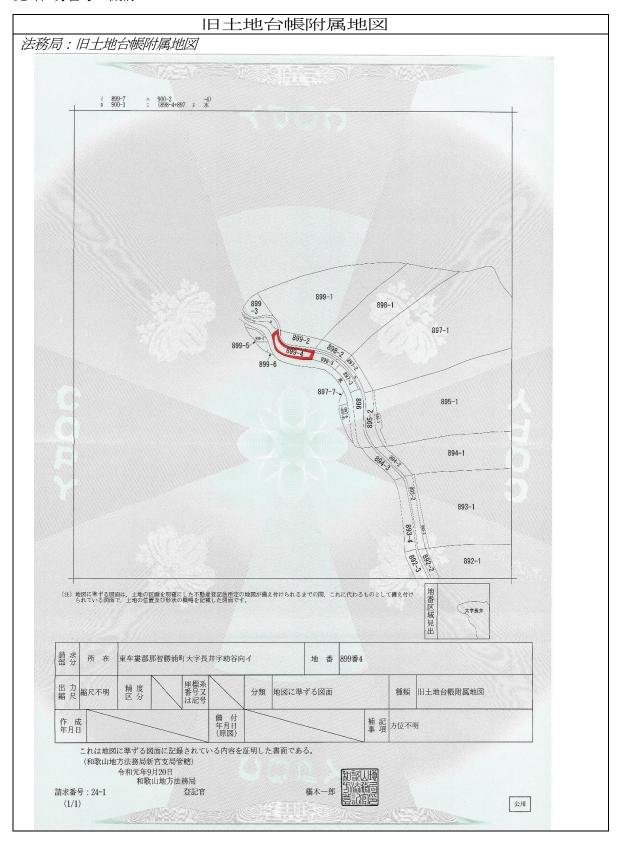
- ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。
- ●公売外建物については、占有者等と明け渡し等について協議を要します。
- ●和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミ等の 撤去、占有者等の立退き及び全建物の引渡しなどは全て買受人自身で行ってください。
- ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任は 生じません。
- ●和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。
- ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。
- ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。

公売条件

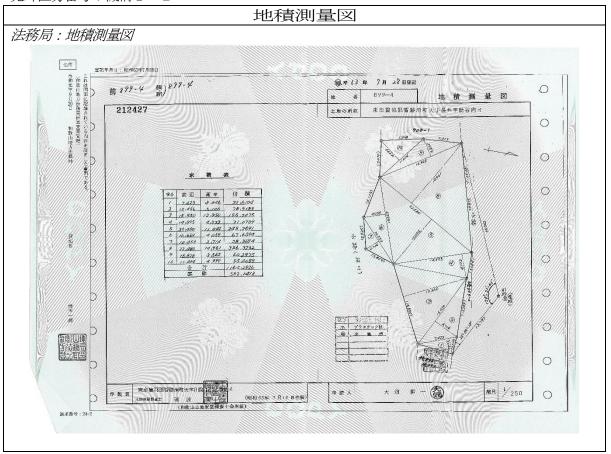


(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

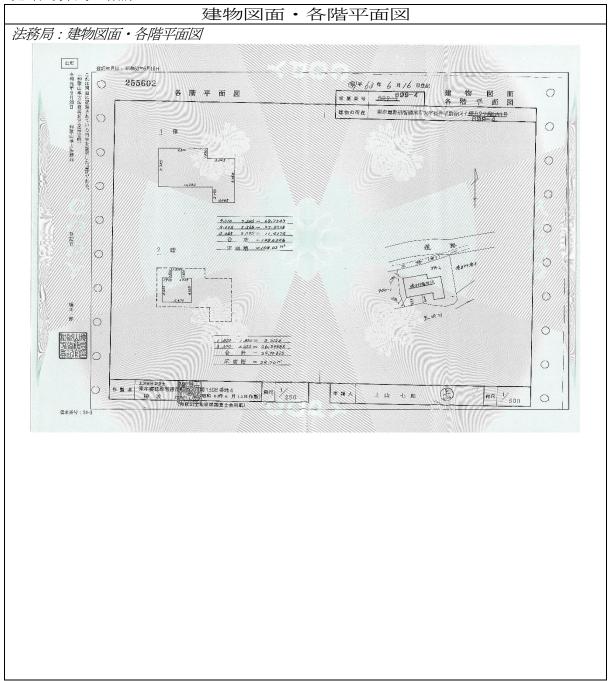
売却区分番号:機構1-2



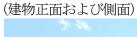
売却区分番号:機構1-2



売却区分番号:機構1-2



現 況 写 真





(建物の周囲)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真



(北西側から撮影)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真





(未登記の建物①~③)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

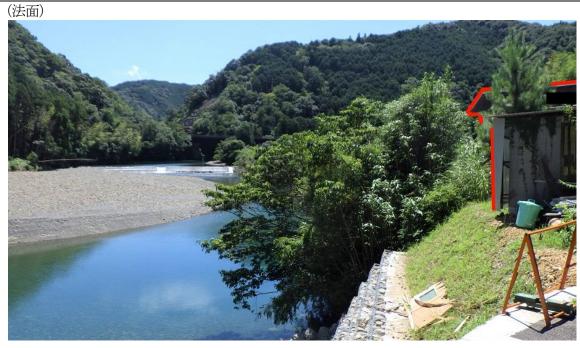






写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真



(居宅のまわり)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分	機構1-3		見積価額	8,	040,	000円	
番号		3	公売保証金		810,	000円	
	【土 地】 ① 所 在 地 番 地 積	御坊市名屋町 3番2 宅地 172.99	m²				
	② 所 在 地 番 地 積	御坊市名屋町 3番3 宅地 1855.7					
<i>//</i> c	③ 所 在 地 番 地 目 地 積	御坊市名屋町 3番4 宅地 53.78㎡					
公売財産の表示(一括で公売)	種 類 構 造	120.36 m	ブロック造陸屋 i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	恨平家建			
	種 類 構 造	御坊市名屋町三 3番3の1 工場 練瓦造瓦葺平家 310.74m	建				
	種 類 構 造	御坊市名屋町三 3番3の2 工場 木造瓦葺平家頃 79.33㎡					

公売財産の表示(一括で公売)

④ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地3

家屋番号 3番3の3

種 類 工場・事務所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

床面積 1階 165.28㎡

2階 74.38㎡

⑤ 所 在 御坊市名屋町三丁目3番地4、3番地3、3番地4先

家屋番号 3番4

種 類 事務所・居宅

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 49.14m²

以上、登記による表示

【土地】

●当該土地は、国道42号線沿い地域の背後に位置する工業地域であり、街路の系統・ 連続性は良好といえる。地域内の道路は、幅員約6m程度が標準である。

- ●当該地域は、御坊市街地に隣接する位置にあり、紀州鉄道「西御坊」駅の南方450 m程度で、接近条件は良好である。
- ●近隣地域は、国道42号沿い地域と河川に挟まれた地域で、古くから、木材関連の工場、資材置場、倉庫等が混在する工業地域であるが、営業所、共同住宅等も介在する。 津波災害警戒区域に位置する。
- ●対象地は、北西側、北東側、南東側、南西側に接面街路がある。
- ●対象地の形状は不整形で、北東側間口約38m、奥行約37m~52m。ほぼ平坦地 状であるが、高低差は路面と等高~やや高く接面。
- ●対象地の地盤調査は実施していないため不明である。

【建物】

①家屋番号 3番3

(附属建物)

●主体:木造

●屋根:亜鉛メッキ鋼板葺

●外壁:モルタル、吹き付け等

●用途: 工場・物置●状態: 相当劣る

※主たる建物(120.36m²)は滅失、附属建物のみ現存

②家屋番号 3番3の1

●主体:煉瓦造

●屋根:瓦葺

●外壁:モルタル、吹き付け等

●用途:工場

●状態:相当劣る

③家屋番号 3番3の2

●主体:木造

●屋根:瓦葺

●外壁:板張り等

●用途:工場

●状態:相当劣る

公売財産の概要

公売財産の概要

④家屋番号 3番3の3

●主体:鉄筋コンクリート造

●屋根:陸屋根

●外壁:モルタル、吹き付け等

●用途:工場·事務所

●状態:相当劣る ⑤家屋番号 3番4

●主体:鉄筋造

●屋根:亜鉛メッキ鋼板葺

●外壁:鋼板

●用途:事務所·居宅

●状態:劣る

【利用状況】

*対象建物は、かつて製氷冷蔵工場として使用された建物であり、経済的耐用年数経 過済みで閉鎖中の老朽化した工場である。

*多数の機械設備・工作物等の動産(種類、数量等は不明)が残置されている。 また、対象地内にはタンクが残置されているが、内容物等の調査はしていません。

*工場・事務所の一部を居宅としている占有者がある。

【公法上の規制等】

*供給処理施設 水道:あり 公共下水道:なし 都市ガス:なし

*用途地域等:準工業地域、津波災害警戒区域、非線引都市計画区域

*建蔽率:指定60%、容積率:指定200%

*土壌汚染の有無等:汚染の可能性のある用途で使用されていた履歴は確認できない

が、土地上に油状の液体が見られる箇所がある。

*アスベストの有無:調査していないため不明。

*PCB、フロンの有無等:調査していないため不明。

*埋蔵文化財包蔵地の指定:なし

【未登記建物の状況】

対象地の北側に下記未登記建物が存在する。

建築時期:昭和43年新築

構 造:木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

用 途:倉庫

規 模:44.59㎡

品 等: 普通 状 態: 相当劣る

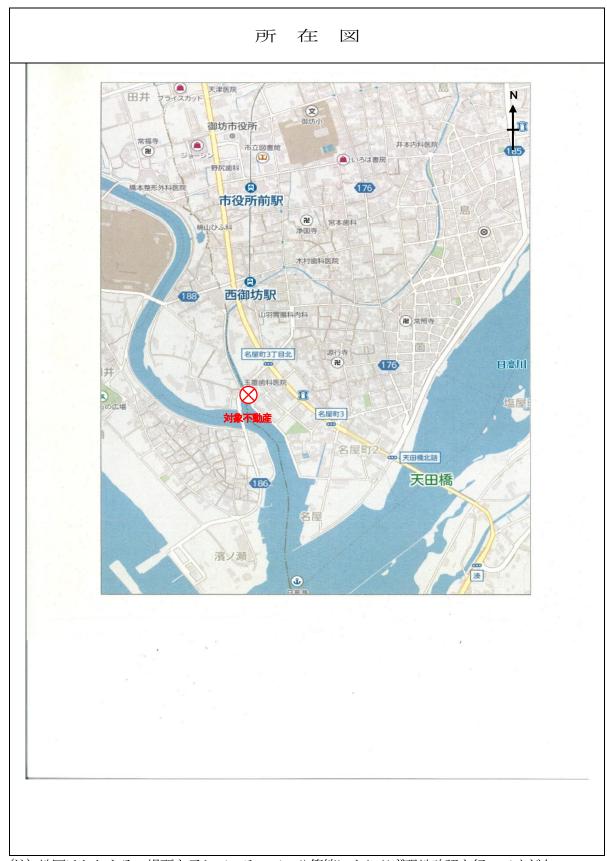
法的規制等 利用状況、

- ●公売財産は一括して公売します。
- ●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。
- ●境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。
- ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、登 記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してく ださい。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

- ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- ●和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。
- ●公売財産上にある未登記建物及び動産等は、公売の対象外です。
- ●未登記建物については、占有者等と明け渡し等について協議を要します。
- ●この土地には滅失登記されていない家屋の登記があります。(建物 ①)
- ●公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。 和歌山地方税回収機構は関与いたしません。
- ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任 は生じません。
- ●和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを 行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となり ます。
- ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。
- ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。

公売条件

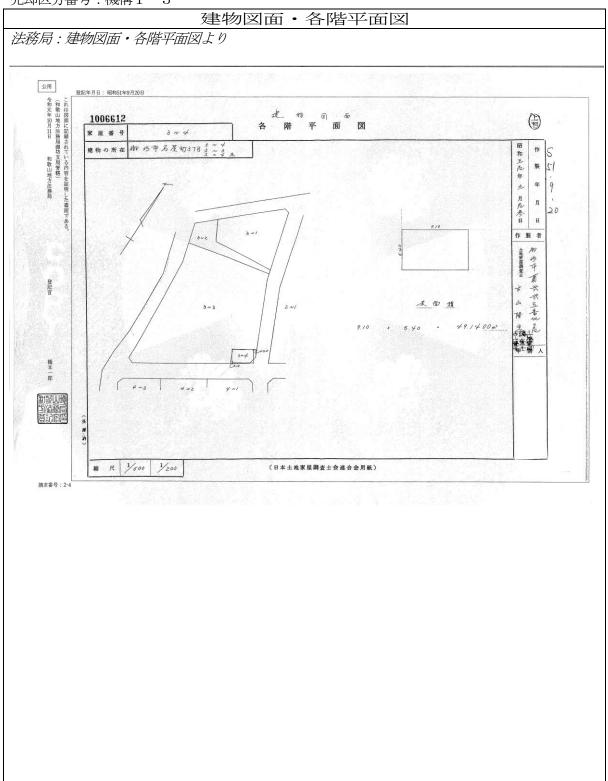


(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。



建物図面·各階平面図 法務局:建物図面・各階平面図より 公用 登記年月日: 昭和39年5月27日 令和元年10月11日 和歌山地方 会和元年10月11日 和歌山地方 1006610 1/2 家屋 番号 建物の所在 御坊市名屋町3丁目 留和 孝九年 五 月 为 日 智 未登記建物 翻 華 在北 神主 (日本) (日本) 既改建物 橋木一郎 和弱以地 5份為后 5%的空 滅失している建物 縮 請求番号:2-5 公用 發記年月日: 昭和39年5月27日 1006611 家屋番号 チョッタ <u>各</u> 建物の所在 御坊市名屋町3丁目3巻2003 昭和参九年 五 月初七日 部 - P監 附 ! 物優 - 第30×0.90 = 2.970 А 作製者 郷ガガリ河 0.90 進 音地 神 二 工場 2 階 1 階 6.7 物置 申請人 工場 13 和 記述 空間 空間 空間 空間 空間 主工場は滅失しています 输

※「未登記建物」についてはおおよその位置となっていますので、必ず現地確認を行ってください。





写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真



(西から撮影)



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

(建物内に残存する機械設備、動産等)



(建物内に残存する機械設備、動産等)



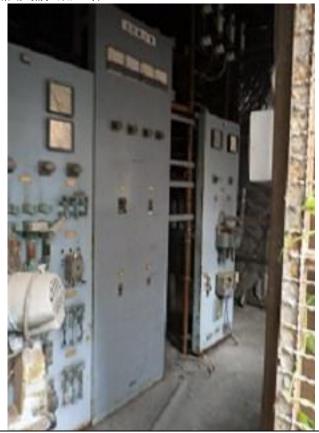
一部の機械設備、動産等を掲載しています。

現 况 写 真

(建物内に残存する機械設備、動産等)



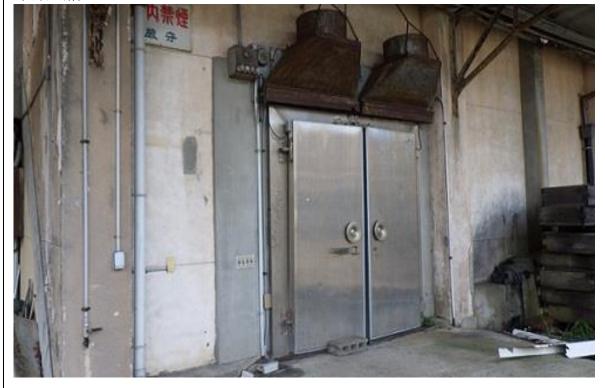
(建物内に残存する機械設備、動産等)



一部の機械設備、動産等を掲載しています。

現 况 写 真





(敷地内に残存するタンク)



一部の機械設備、動産等を掲載しています。

公売財産明細書

売却区				見積価額	11,	200,	000円
番	号	D×113		公売保証金	1,	200,	000円
	【士 財 地 地	在 2 番 2 目	新宮市あけぼの 5532番16 雑種地 678㎡				
公売財産の表示(一括で公売)	種構床。符種構床築	在 を を を を を を を を を を を を を	1 休憩所 木造亜鉛メッキ 9.30㎡ 昭和51年7月	3 1 ノート亜鉛メッジ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ			
公売財産の概要	●各 ●角●の●間●● 	送施設等への記述を 道42号へ約 3智勝浦空港へ約 3紀白地域は現況では、対 3紀日域は現況では、対 3日はでは、対 3日はでは、対 3日はであるのは、 3日はでからないでは、 3日はでからないできないでは、 3日はでからないでは、 3日はでは、 3日はでからないでは、 3日はでからないでは、 3日はでは、 3日はでからないでは、 3日はでからないでは、 3日はでからないでは、 3日はでからないでは、 3日はでからないでは、 3日はでからないでは、 3日はで	目離については、 1.9km kへ約4.2km kの96km 象不動産の中心。 をおかって、貯木材 さいる中小工業地 はいる中が表する。 はいる中が表する。 ないる中がである。 ないる中がである。 ないる中がである。 ないる中がである。 ないる中がである。 ないる中がである。 ないる中がである。 ないる中がである。	以下のとおり。 1 より、東約17 香の西方に位置 地域である。 音面する、間口 であり、危険・続いる。	2 k mに (道路距離 0 m、西約 2 7 0 m しており、自動車修約 2 6 m、奥行約 2 兼悪施設は特にない。 あが、公共下水道はラフの巨大地震によ	nの県道あ 理工場や 7 mの長 。 ない。	らけぼの広 や木材関連 長方形の中

公売財産の概要

法的規制等 利用状況、

【建物】

●建築年月日:昭和51年7月2日新築

●経過年数 躯体:約43年 仕上:約0年 設備:約0年

経済的残存耐用年数:約10年

●仕様 構造:木・鉄骨造

屋根:スレート亜鉛メッキ鋼板葺

外壁:亜鉛鉄張り等 内壁: 外壁と共用 天井:屋根と共用 床:コンクリート

●床面積:(登記) 275. 42m²

●種類:事務所・工場

●品等 総合:普通 使用資材:普通 施工:普通

●保守管理の状態:経年相応の傷みはあると思料されるものの保守管理の状態は普通。

●特記事項

①躯体はそのままで、仕上や設備について大規模な取替等が実施されていると思料さ

- ②白蟻による被害については、目視可能な範囲では、その被害を発見することはでき なかった。
- ③アスベストの使用についても、目視可能な範囲では確認できず、また専門的な調査 は行っていない。

【利用状況】

●土地については、「堅固造低層工場等の敷地」と判定される。

●現沢利用

関係者の陳述によると、対象不動産は、登記名義人が営業する会社へ管理を委託して おり(賃貸不動産管理委託契約)、さらに第三者と土地及び建物の賃貸借契約を締結し ている。賃借人は本建物を鉄工所として、使用・占有している。

電気代や水道・ガス代については、占有者名義で契約を行っている。

占有権原:賃借権

占有開始時期:平成31年4月1日

最初の契約等 契約日:平成31年3月31日

期 間:平成31年4月 1日から平成33年3月31日まで

更新 種別:自動更新

契約等当事者 貸 主:登記名義人が営業する会社 借 主:占有者

料:月額5万円

賃料滞納:なし 敷金・保証金:なし

占有者の陳述によると、賃貸借契約(平成31年4月)以降に、本建物を鉄工所とし て再利用するために、壁や屋根を作り直し、天井を高くする工事を行っている。 (なお、本明細書の写真は工事完了前のものである。)

【公法上の規制等】

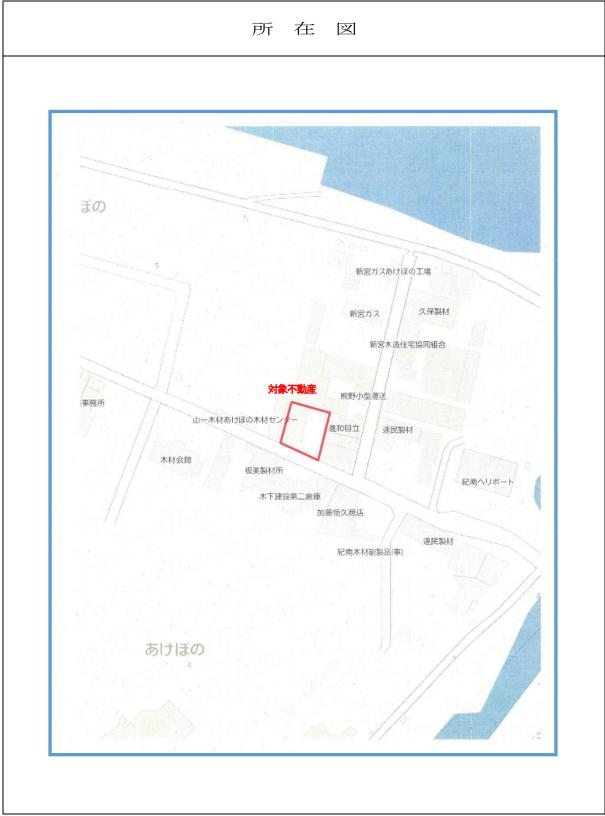
- ●供給処理施設 上水道:あり 下水道:なし 都市ガス:引込可
- ●都市計画区域:工業地域
- ●建蔽率:60%、容積率:200%
- ●埋蔵文化財の有無等:周知の埋蔵文化財包蔵地ではない。 (教育委員会備付の地図で確認。)
- ●土壌汚染の有無等:昭和56年の住宅地図によると、現在と同様に工場等の敷地であ ったと推定される。土壌汚染の専門的調査は行っていない。
- ●地下埋蔵物の有無等:外観からは特別な地下埋蔵物は確認されなかった。

- ●公売財産は一括して公売します。
- ●買受人は、公売物件の明け渡し等について、占有者との協議を必要とします。
- ●境界の確定は、隣接地所有者と協議してください。
- ●図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。
- ●公売財産の現況や権利関係、法的規制等は、公売財産明細書等の関係資料のほか、 登記簿等の公簿類、関係官庁、現地調査などで十分に内容をご確認のうえ、入札してください。

なお、現地調査に当たっては、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害しないように留意してください。現地確認は、必ずご自身で行ってください。

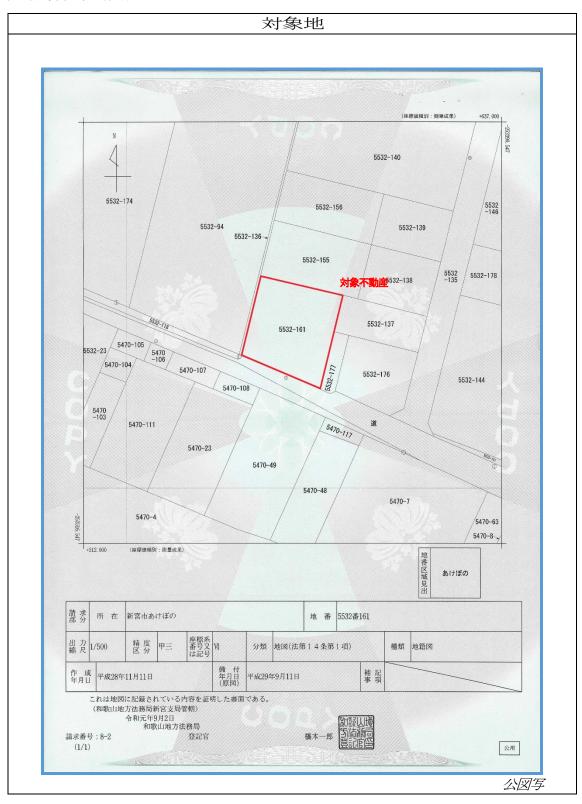
- ●図面、現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。 公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- ●和歌山地方税回収機構は、引渡しの義務を負いません。
- ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外です。
- ●公売財産内の動産類やゴミ等の撤去、占有者等の立退きなどは全て買受人自身で行ってください。和歌山地方税回収機構は関与いたしません。
- ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および和歌山地方税回収機構に担保責任 は生じません。
- ●和歌山地方税回収機構は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを 行います。権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となり ます。
- ●公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札結果をもって行います。
- ●税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。

公売条件

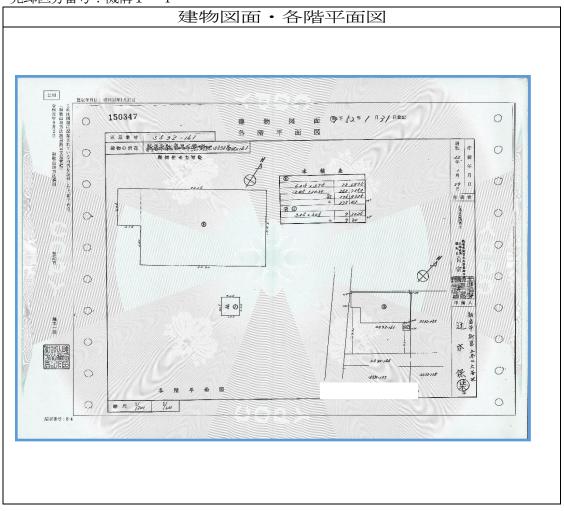


(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号:機構1-4



売却区分番号:機構1-4



売却区分番号:機構1-4





写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

売却区分番号:機構1-4





写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

売却区分番号:機構1-4





写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

売却区分番号:機構1-4



写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区分番 号		紀市1-3	見積価額	1,720,000円		
		₩□111 Ω	公売保証金	180,000円		
公売財産の表示	(爱	上地)	田字舞台650 建 26㎡	番地13		
公売財産の概要	対象不動産は、JR 和歌山線打田駅の北西約1.4 km (直線距離) に位置する。 対象不動産の属する地域 (近隣地域) は対象不動産の東方約60m、西方約20m、 南約40m、北約20mの範囲内の宅地分譲地域である。 土地は東側において幅員約6.5mの舗装市道に面する。間口約6m、奥行約12m、 規模は69.62㎡の概ね長方形画地で、路面とほぼ等高の平坦地である。					
法的規制等利用状況、	0% 対地準ら、供	る) 対象不動産は、建物が所在する建 内にはない。また土壌汚染の有無 面地並であるが、規模が小さく間	付地で、文化財 については異常 口も狭く、建物 かれる。尚、対象	旨定建ペイ率70%、指定容積率20 開保護法による周知の埋蔵文化財包蔵 常な事項はない。土地の形状は概ね標 別は経過年数が約34年であることか 象建物には所有者が居住している。		

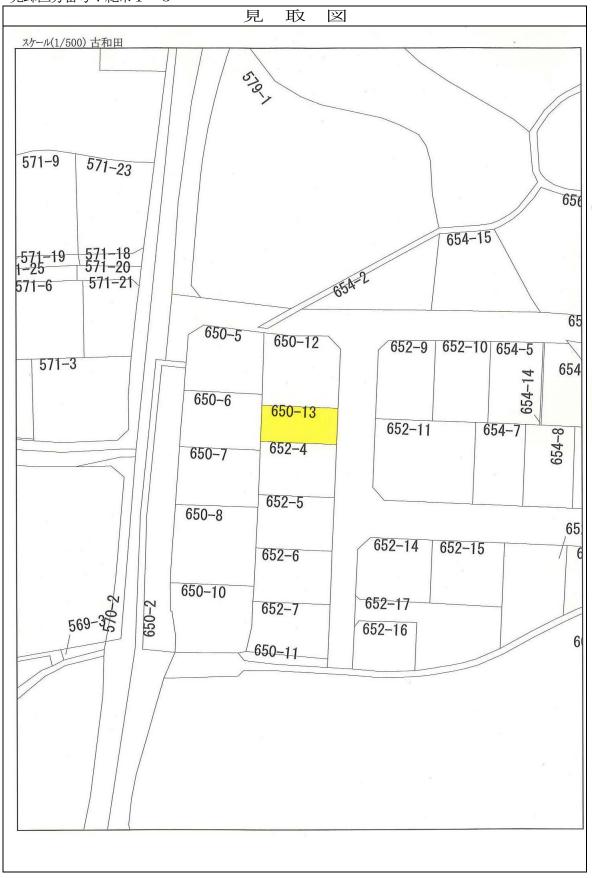
- ●境界は、隣接地所有者と協議すること。
- ●公売財産上にある動産等は、公売の対象外である。
- ●買受人は物件の明渡しについて、占有者と協議を要する。
- ●図面と現況が異なる場合には、買受代金納付時の現況を優先します。
- ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。
- ●公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。
- ●図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。
- ●公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札してください。当該物件について関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで入札してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。
- ●紀の川市は引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどは全て買受人自身で行ってください。紀の川市は関与しません。
- ●公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者及び紀の川市に担保責任は生じません。
- ●紀の川市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。
- ●権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人に負担となります。
- ●税の納付等により、公売を中止する場合があります。

公売条件



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号:紀市1-3



現況写真

東から撮影



南東から撮影



注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売財産明細書

売却区		白浜町1-1	見積価額	3, 320, 000円		
番	号		公売保証金	340,000円		
公売財産の表示	所 在:西牟婁郡白浜町庄川字庄川口 地 番:43番17 地 目:雑種地 地 積:247㎡					
概要公売財産の	 ●対象不動産は、JR 西日本・紀勢本線「白浜駅」より南東へ約3.5 km(道路距離)付近で、一般住宅が建ち並ぶ標準住宅地域である。 ●近隣地域は、対象不動産の中心より、東方約120m、西方約30m、南方約20m、北方約70mの範囲内の現況宅地部分。 ●南東側で幅員約5mの舗装町道にほぼ等高で接面している。 ●間口約15m、奥行約16m、ほぼ正方形の中間画地である。 					
法的規制等利用状況、	【利用状況】 ●空き地(雑草が繁茂している。) 【公法上の規制】 ●供給処理施設:上水道あり、都市ガスなし、下水道なし ●用途地域等:準都市計画区域(建蔽率60%、容積率200%)、 特定用途制限地域(第一種地区) ●周知の埋蔵文化財包蔵地ではない。					
公売条件	 境界は、隣接地所有者と協議すること。 公売財産上にある動産、公売対象外の建物等は、公売の対象外である。 図面と現況が異なる場合は、買受代金納付時の現況を優先します。 買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。公財産は、買受代金納付時の現況有姿で権利移転します。 図面・現況写真等は、おおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認のうえで入札しください。当該物件について関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行った上で公に参加してください。現地確認などは、ご自身で行ってください。 白浜町は引渡しの義務を負いません。ゴミなどの撤去、占有者等の立ち退きなどはすべ買受人自身で行ってください。白浜町は関与いたしません。公売財産に隠れた瑕疵があっても、現所有者および白浜町に担保責任は生じません。白浜町は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転件う費用(移転登記の登録免許税など)は買受人の負担となります。 税の納付等により公売を中止することがありますので、入札前にご確認ください。 					

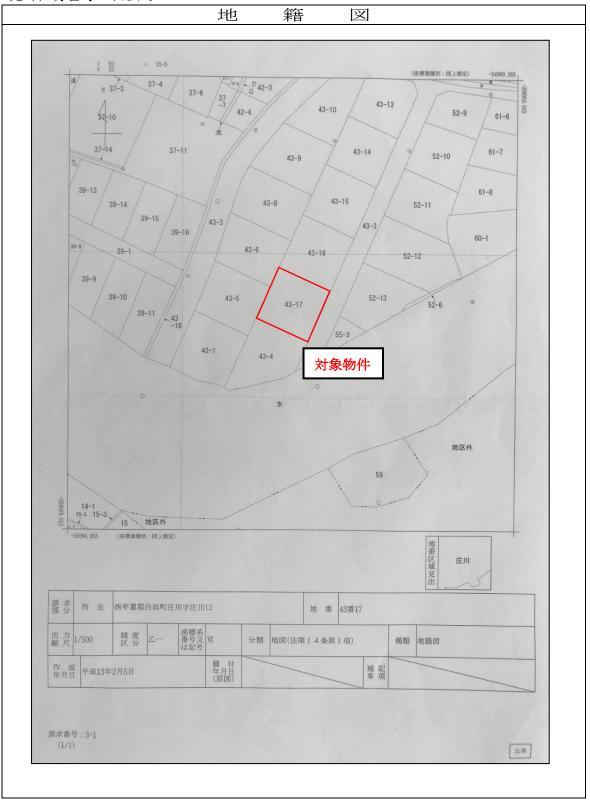


所 在 図 (詳細)

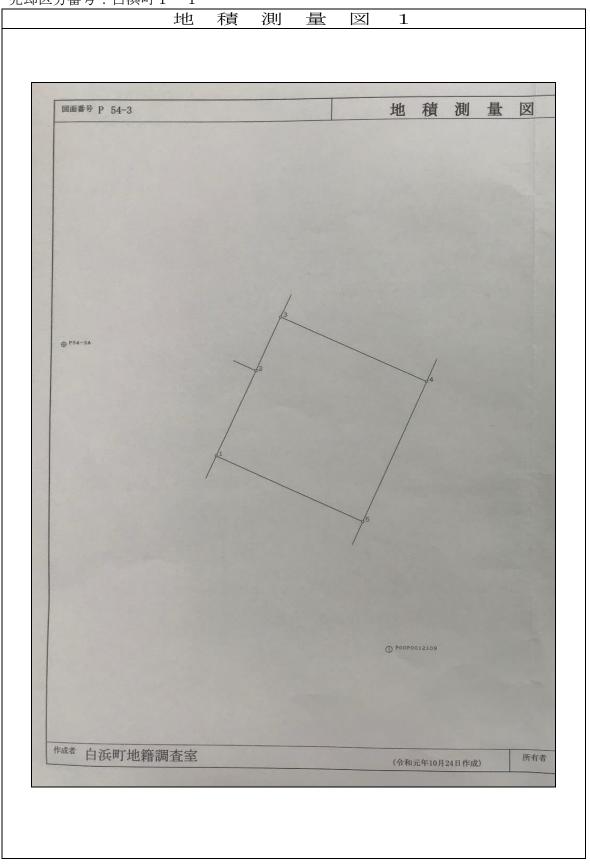


(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

売却区分番号:白浜町1-1



売却区分番号:白浜町1-1



土地の	所在 和歌山県西2	牟婁郡白浜町川	主川宇庄川口	43-17		
4		座標求	積表 (日本	(測地系)		
	No. 点 名 1 [2-707		標 Y 座 4 805 -54779. 46 146 -54775. 56	票 辺 長 55 9.497 55 5.982		
	2 [2-709 3 [2-710 4 [2-711 5 [2-708] -259353. -259360.	689 -54773. 11 179 -54758. 62 384 -54764. 81	5 15.875 27 15.495		
	5 [2-708	計算面積面積 数	247	. 2237910		
	この写しは、			7.224 ㎡ 1.8 坪		
	の規定による	国土調査法第17 、本閲覧時の書	類である。			
	± *		座標表(日			
	点 名 P00P0012109 P54-3A	-259387	標 Y座標 .057 -54762.0 .449 -54798.3	180		
					縮尺	1/ 250

況 現 写 真 東側より撮影

南東側より撮影

注) 写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

現 況 写 真

北東側より撮影



東側より撮影

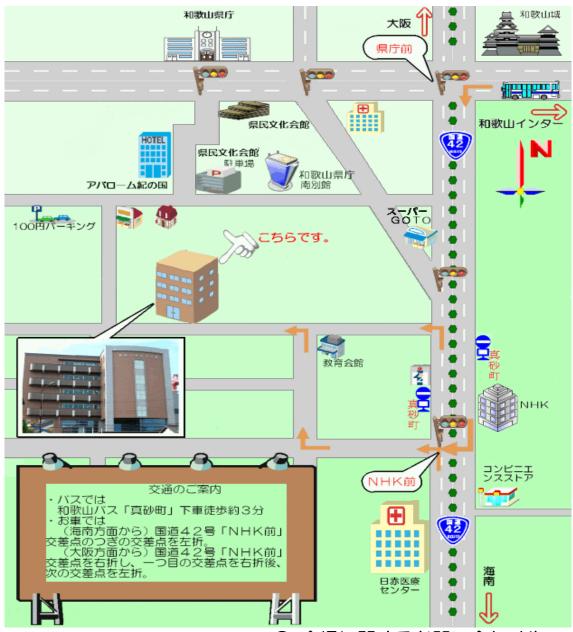


注)写真の境界線はおおよそですので、必ず確認を行ってください。

公売会場のご案内

会場

和歌山県自治会館 3階304会議室 (所在地) 和歌山市茶屋ノ丁2番1



◎ 会場に関するお問い合わせ先

和歌山地方税回収機構 「不動産公売担当」

電話 073-422-3640